

ガソリン、灯油、軽油及び重油の規制

【照会】

法別表の備考において品目指定されているガソリン、灯油、軽油及び重油とはいかなるものか。

【回答】

設問の物品は、それぞれ、日本工業規格 K2201「工業ガソリン」(4号(ミネラルスピリット)及び5号(クリーニングソルベント)を除く。)及び同 K2202「自動車ガソリン」、同 K2203「灯油」、同 K2204「軽油」並びに同 K2205「重油」に適合するものをいうものであり、これらの物品のうち、液体(重油にあっては、1気圧、20℃において液状であるもの)であり、かつ、引火性を示す(引火点を有する)ものが第4類の危険物に該当する。

(平成元年7月4日 消防危第64号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知)